

伝統的工芸品に関する施策について

1 伝統的工芸品の指定制度について

① 経済産業大臣による指定

ア 概要

一定の地域で主として伝統的な技術または技法等を用いて製造される伝統的工芸品の産業の振興を図るため、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)に基づき、以下の要件に該当するものを経済産業大臣が指定。

【要件】

- 1 主として日常生活の用に供されるものであること。
- 2 その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- 3 伝統的な技術または技法により製造されるものであること。
- 4 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- 5 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、またはその製造に従事しているものであること(10企業以上または30人以上の従事者)。

イ 指定の状況

県内では、彦根仏壇、信楽焼、近江上布が指定されている。

* 平成27年6月現在、全国で222品目が指定されている。

② 知事による指定

ア 概要

伝統的工芸品の振興策として、県内において製造され湖国の自然と暮らしの中で育まれ受け継がれてきた以下の要件に該当する工芸品を滋賀県伝統的工芸品として知事が指定。

【要件】

- 1 主として日常生活の用に供されるものであること。
- 2 その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- 3 伝統的な技術または技法により製造されるものであること。
- 4 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。

* 産地形成要件を指定要件としていないが、その他の要件は経済産業大臣の指定要件と同じ。

イ 指定の経過および状況

昭和58年度に制度を創設し、昭和59年度の第1次指定以降、10次にわたり指定等を重ね、その振興を図っている。

平成27年3月の第10次指定現在で、38品目、44件を指定している。

2 県の主な支援策について

① 滋賀県伝統的工芸品の指定制度

【指定のメリット】

- ・知事から指定書、指定盾を授与
- ・パンフレット「滋賀の伝統的工芸品」による紹介、県HPへの掲載
- ・県指定伝統的工芸品マークの表示
- ・記者資料提供（新聞紙上、電子ニュースで報道実績あり）
- ・全国伝統的工芸品展（6日間の展示即売会）、全国伝統的工芸品公募展への出展
- ・国、（一財）伝統的工芸品産業振興協会、県施策の情報提供

② 全国伝統的工芸品展

- ・主 催： （一財）伝統的工芸品産業振興協会
- ・時期、場所： 毎年2月 東京都内百貨店
- ・出展者： 平成26年度の状況
大臣指定の2品目（彦根仏壇、近江上布）
知事指定の3品目（和ろうそくの大興、（再興）湖東焼、ろくろ工芸の片山木工所）
- ・来場者： 毎年10万人前後
- ・出展料を県が負担するとともに、開催期間中、県職員によるサポートを実施

③ その他

地域資源を活用した中小企業等の取組を資金面から支援する「しが新事業応援ファンド」、地場産業のブランド構築に向けた付加価値の高い商品開発の支援を通じた「地場産業の活性化」など、新事業展開への支援策を活用